

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告書の提出期限は 令和6年1月31日（水曜日）です。提出期限に近くなると窓口が混雑します。早めの提出にご協力ください。

償却資産を所有していない場合や、廃業・解散・移転などがあった場合も、申告書右下の「備考（添付書類等）」欄にその旨を記入して提出してください。

福岡県宗像市

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市役所税務課固定資産税係（償却資産担当）

宗像市役所本館1階 8番窓口

電話 0940（36）7351（直通）

開庁時間は午前8時30分～午後5時です。

土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～翌1月3日）は閉庁しています。

eLTAXによる電子申告を受け付けます。<http://www.eltax.lta.go.jp/>

## 目 次

### 1 償却資産となるもの

- (1) 償却資産とは ..... p 1
- (2) 償却資産の種類と例は ..... p 2
- (3) 償却資産の業種別の例は ..... p 3

### 2 申告について

- (1) 申告が必要な方は ..... p 4
- (2) 申告に必要な書類は ..... p 4
- (3) 申告の提出期限は ..... p 4
- (4) 申告書の提出先は ..... p 5
- (5) 申告する償却資産は ..... p 5
- (6) 家屋と償却資産の区分は ..... p 7
- (7) 国税と償却資産の違いは ..... p 8
- (8) 不申告、虚偽の申告について ..... p 9
- (9) 実地調査について ..... p 9

### 3 評価額と税額の計算方法について

- (1) 税額の計算方法は ..... p 9
- (2) 評価額の計算方法は ..... p 9
- (3) 非課税・特例・減免など ..... p 10
- (4) 納付について ..... p 11

### 4 申告書などの書き方について

- (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方 ..... p 12
- (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方 ..... p 14
- (3) 種類別明細書（減少資産用）の書き方 ..... p 16

# 1 償却資産となるもの

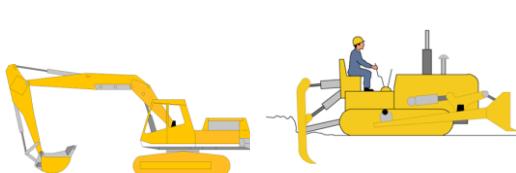
## (1) 償却資産とは

事業用の資産のうち、土地・家屋以外の有形のものを償却資産といい、**固定資産税の課税対象となります**。但し、自動車税または軽自動車税がかかるもの、少額減価償却資産・一括償却資産を除きます（地方税法第341条第4号）。

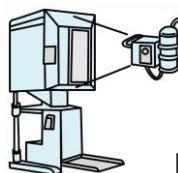
償却資産は不動産登記されないので、毎年1月1日における所有者が市町村長に申告し（地方税法第383条）、申告に基づいて評価額及び税額が算定されます。課税標準額（評価額の合計）が150万円に満たない年度については、免税となります（地方税法第351条）。

### 償却資産の例

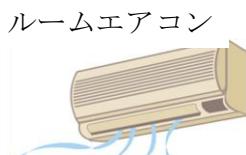
土木建設機械（自動車税・軽自動車税の課税対象を除く）



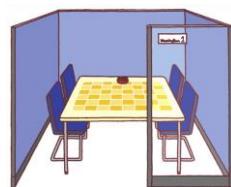
事務用品、事務機器



医療機器



ルームエアコン



受変電設備



舗装路面（駐車場含む）



外構（植栽）工事



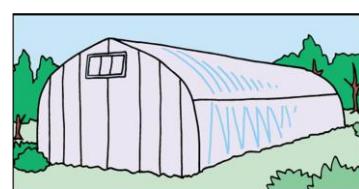
駐輪場



フェンス



外灯



農業設備

## (2) 償却資産の種類と例は

償却資産は、1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品の6種類に分類され、それぞれの主な資産の例は以下のとおりです。

種類	資産の例
1. 構築物	構築物 舗装路面（駐車場を含む）・門・塀・緑化施設など外構工事、家屋評価されない物置・自転車置場・タンク・鉄塔など
	受変電設備、自家発電設備など ※家屋として評価する建物附属設備と償却資産として評価する建物附属設備の区分は7ページを見てください。 ※家屋の賃借人（テナント）などが事業のために取り付けた内装・造作・建築設備などは、賃借人（テナント）の償却資産として取り扱います。
2. 機械及び装置	太陽光発電設備、工作機械、印刷機械、食品製造加工機械、汎用機械類、※土木建設機械（ナンバープレートの分類番号0、00～09及び000～099の大型特殊自動車など）、その他各種産業用機械及び装置など ※自動車税、軽自動車税の課税対象は除きます。
3. 船舶	漁船、ボート、貨物船、客船、はしけなど
4. 航空機	ヘリコプター、グライダー、飛行機など
5. 車両及び運搬具	フォークリフトなどの大型特殊自動車、台車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号9、90～99及び900～999のもの）農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの。 ※自動車税、軽自動車税の課税対象は除きます。
6. 工具・器具及び備品	事務機器（パソコン・コピー機・ファクシミリなど）、エアコン、テレビ、応接セット、机・椅子、キャビネット、ロッカー、室内装飾品、カーペット、カーテン、袖看板、案内板、ネオンサイン、陳列棚、陳列ケース、冷凍庫、冷蔵庫、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットなど）、理容・美容機器、遊戯機器（パチンコ台、パチスロ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備など）、自動販売機、観賞用・興行用の生物など

### (3) 償却資産の業種別の例は

償却資産の主な業種別の例は以下のとおりです。

共通	門・塀・緑化施設などの外構工事、舗装路面（駐車場を含む）、自転車置場、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、家屋の賃借人（テナント）などが取り付けた内装・製作・建築設備など、事務機器（パソコン、コピー機、ファクシミリなど）、ルームエアコン、テレビ、応接セット、机・椅子、キャビネット、ロッカー、室内装飾品、カーペット、カーテン、POSレジスター、自動販売機など
農畜産業	脱穀機、精米機、乾燥機、ビニールハウス、堆肥舎、無人ヘリコプター、農耕作業用自動車（最高速度35km/h以上のトラクター）など ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。
漁業	漁船、船外機、魚群探知機、無線機、漁具、いけす、船台など
不動産貸付業	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設などの外構工事、舗装路面（駐車場を含む）、機械設備など
駐車場業	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面など
医（歯）業	医療機器（ベッド、計測機器、消毒装置、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットなど）、自家発電設備など
印刷業	製版印刷機、製本機、裁断機など
飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンクなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、包装設備など
建設業	発電機、土木建設機械（ナンバープレートの分類番号0、00~09及び000~099の大型特殊自動車）など ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍・冷蔵機付のものを含む）、日よけなど
娯楽業	パチンコ台、パチスロ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備など
製造業	金属製品製造設備、食品製造加工機械、旋盤、ボール盤、梱包機など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、湯沸器、消毒殺菌機、サインポールなど

## 2 申告について

### (1) 申告が必要な方は

令和6年1月1日現在で、宗像市に償却資産を所有している法人や個人が対象となります。事業を始めたが償却資産を所有していない場合や、廃業・解散・移転などがあった場合も申告してください。

### (2) 申告に必要な書類は

#### 1.新規に事業を始めた方（初めて申告される方）

令和6年1月1日現在、宗像市に所有している全ての償却資産を申告してください。

	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・全資産用)
償却資産を買っていないとき	「18 備考（添付書類等）」欄 「3. 該当資産なし」に「○」をつけ提出	提出不要
償却資産を買ったとき	「18 備考（添付書類等）」欄 「1. 資産増減あり」に「○」をつけ提出	全ての資産を記入し提出

#### 2.事業を継続される方（前年度までに申告された方）

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得または除却した資産を申告してください。また、令和5年1月1日以前に取得または除却した資産で、申告漏れなどがあった資産も申告してください。

なお、償却資産の増減がない場合、償却資産を所有しなくなった場合や、廃業・解散・移転などがあった場合も、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の「18 備考（添付書類等）」欄に、その旨を記入して提出してください。

	償却資産申告書 要提出 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
取得または廃棄したとき	「1. 資産増減あり」に「○」	増加資産を記入し提出	減少資産を記入し提出
増減がないとき	「2. 資産増減なし」に「○」	提出不要	提出不要
資産がないとき	「3. 該当資産なし」に「○」	提出不要	提出不要

償却資産申告書・種類別明細書の書き方は、この冊子の最後にあります。新規に特例適用を受ける場合など、必要に応じて資料を添付してください。

### (3) 申告書の提出期限は

**申告書の提出期限は令和6年1月31日(水曜日)です。**

提出期限に近くなると窓口が混雑します。早めの提出にご協力ください。

## (4) 申告書の提出先は

宗像市役所本館 1 階 8 番窓口 固定資産税係 電話 0940 (36) 7351

郵送での提出も受け付けています。封筒に「償却資産申告書在中」と朱書きしてください。

控えの返送を希望する場合は、返信用封筒に切手を貼付し、同封してください。

〒811-3492 宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

宗像市役所税務課固定資産税係（償却資産担当）

### 電子申告(eLTAX)受付

地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）による電子申告を受け付けます。

eLTAX ホームページからお入りください。<http://www.eltax.lta.go.jp/>

取扱いについては、eLTAX ヘルプデスクへお尋ねください。

### ※マイナンバーの記載

償却資産申告書に、マイナンバー（個人番号・法人番号）記載が求められています。

マイナンバーを記載した申告書の提出では、成りすまし等を防止するため、本人確認資料として個人番号カードまたは「(住民票等の) 番号確認資料」+「(運転免許証等の) 身元確認資料」を提示していただく必要があります。ご協力をお願いいたします。本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載は無かったものとして取り扱います。

- 郵送により申告書を提出される場合は、本人確認資料の写しを添付して下さい。
- eLTAX では、個人番号カードまたは法人番号+電子証明書が必要です。
- マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受領いたします。

## (5) 申告する償却資産は

令和 6 年 1 月 1 日現在で、事業のために用いることができる資産のうち、下記の (1) ~ (3) に該当する資産です。

### (1) 土地、家屋以外の有形固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価 償却の対象となる資産

次のような資産も事業のために用いることができる状態であれば、申告してください。

- ①建設仮勘定で経理している資産
- ②決算期以降に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産
- ③簿外資産（帳簿に記載していない資産）
- ④償却済み資産（減価償却が終わって、残存価額のみ帳簿に計上している資産）
- ⑤遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状況にある資産）
- ⑥未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）
- ⑦福利厚生のための資産
- ⑧借用資産（リース資産）であっても、契約内容が割賦販売と同様な資産
- ⑨赤字決算、経営政策などの理由で減価償却を行っていない資産

### (2) 耐用年数が 1 年以上で、かつ 1 個または 1 組当たりの取得価額が 10 万円以上の資産

ただし、取得価額が10万円未満であっても、税務会計上、固定資産として計上した資産は申告の対象となります。

※ 資産の取得価額と国税の取り扱いに基づく、償却資産としての申告の要否は、次の表を参考にしてください。

#### 償却資産としての申告の要否

個人

取得価額	国税の取り扱い	償却資産の取り扱い
10万円未満	必要経費	申告の必要なし
10万円以上20万円未満	3年間一括償却	
20万円以上	減価償却	

法人

取得価額	国税の取り扱い	償却資産の取り扱い
10万円未満	損金算入	申告の必要なし
	3年間一括償却	
	減価償却	
10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告の必要なし
	減価償却	
	減価償却	

※租税特別措置法に基づいて、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金または必要経費に算入した場合（少額減価償却資産の即時償却）でも、固定資産税では償却資産としての申告が必要です。

#### (3) 家屋の特定附帯設備にあたる資産

家屋の賃借人（テナント）などが取り付けた内装、建築設備などの資産は、賃借人（テナント）などが、償却資産の申告をします。

申告する必要がない資産は以下のとおりです。

- (1) 自動車税または軽自動車税の課税対象となる車両（自動車・原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）
- (2) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (3) 繰延資産
- (4) 無形資産（特許権、商標権、営業権、漁業権、ソフトウェアなど）
- (5) 書画・骨董（事業用資産の一部として装飾に使用される複製品などは、要申告）
- (6) 生物（有償の観賞や興行のために使用されるものは、要申告）

## (6) 家屋と償却資産の区分は

家屋には、電気設備、給排水衛生設備などの建物附属設備が取り付けられています。固定資産税では、それらを家屋と償却資産に区分して評価しており、その主なものの例は下表のとおりです。ただし、下表の「家屋に含めるもの」であっても、**生産用または特定の事業用設備**（例：水を大量に使用する化学工場の給排水設備）であり、本来家屋と一緒にとなって家屋自体の効用を高めるための設備ではないものは、家屋の建築設備に含めず、償却資産として申告の対象になります。

なお、家屋の賃借人（テナント）などが取り付けた内装・造作・建築設備などの資産（特定附帯設備）は、「家屋に含めるもの」に記載している設備なども含めて、家屋の賃借人（テナント）が償却資産として申告します。

区分	家屋評価に含めるもの（RC造・鉄骨造の事務所・店舗・百貨店の例）	家屋評価に含めないもの（償却資産となる可能性があるもの）
特殊設備	劇場用特殊機器、階段手摺等特殊装飾、舞台、固定椅子、金庫扉、書庫扉、カウンター、造り付け家具	簡易間仕切、看板、夜間金庫、駐車料金精算機、給油・充電・水素充填設備、パチンコ台の島など
電気設備	動力配線設備、電灯設備、電話配線設備、呼出表示設備、自動車管制装置、インターホン設備、ドアホン、拡声器配線設備、監視カメラ配線設備、テレビジョン共同聴視設備	自家用発電設備、受変電設備、灯具、ネオンサイン、屋外照明、カメラ、分電盤から外側の配線、電話機、交換機、LAN配線、業務用冷凍設備、マイクロホン、アンプ、スピーカーなど
給水設備	給水主管、受水槽、増圧ポンプ機	屋外の水道管、家屋にならないタンク・給水塔など
排水設備	排水主管、排水ポンプ機	屋外の排水管、下水除害施設など
衛生設備	中央式給湯設備及び使用口、便器、洗面器、洗濯流し・汚物流し、ミニシステムキッチン	瞬間湯沸器、浄化槽、業務用の厨房設備・洗濯設備など
ガス設備	ガス主管	メーターから外側の配管
防災設備	火災報知設備、避雷設備、消火栓設備、ドレンチャーフィルター等	屋外の装置一式（配線を含む）
空調設備	中央熱源方式、個別空調方式、床暖房設備、中央熱源冷房設備等	ルームエアコンなど
運搬設備	気送管設備、乗用・人荷用・自動車用エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター	ベルトコンベア、台車、フォークリフト、パレットなど
清掃設備	窓ふき用ゴンドラ	物置、清掃用具など

## (7) 国税と償却資産の違いは

項目	国 税	固定資産税（償却資産）
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価（償却）の方法	定額法・定率法の選択制（建物は定額法） 定率法選択の場合、平成24年4月1日以降取得の資産は「定率法（200%定率法）」、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得の資産は「定率法（250%定率法）」、平成19年3月31日以前取得の資産は「旧定率法」を適用します。	定率法 ただし、減価率は固定資産評価基準別表15に定める減価率の償却率を適用します。これは、「旧定率法」と同様です。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません 国庫補助金などで取得した資産で圧縮しているものは、圧縮前の取得価額で申告してください。
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
少額減価償却資産の即時償却（租税特別措置法）	認められます	認められません 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金または必要経費に算入した場合でも、固定資産税では償却資産としての申告が必要です。
増加償却（所得税法、法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度	1円	取得価額の5%
改良費	原則として区分評価	区分評価 改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。

国税の取り扱いについては税務署にお問い合わせください。

## (8) 不申告、虚偽の申告について

正当な理由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条に基づき、過料を科せられることがあるほか、同法第368条に基づき、不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条に基づき、罰金などを科せられることがあります。

## (9) 実地調査について

申告書を受理した後、地方税法第408条に基づき、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。

# 3 評価額と税額の計算方法について

申告内容に基づく税額の算定について説明します。

## (1) 税額の計算方法は

課税標準額 = 一品ごと評価額（×特例率）を所有者について名寄せした合計

税額（100円未満切捨て）=課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4%）

- 名寄せとは、同一人物について所有資産を寄せ集めることをいいます。
- 課税標準額が（合計）150万円未満の場合は、課税されません。
- 特例率とは、固定資産税の課税標準の特例（次ページ（3））として、地方税法及び市税条例に定める特定の資産について定められた割合です。

## (2) 評価額の計算方法は

申告された資産を一品ずつ、次の算式によって、評価額を計算します。この算式及び「耐用年数に応ずる減価率表」は、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号「地方税法第388条第1項の規定に基づく固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続」）によるものです。

- ① 前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - r / 2)$$

$r$  = 「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率

- ② 前年以前（令和5年1月1日以前）に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

以後、毎年この計算方法によって評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%が評価額の下限になります。

耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)			前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)			前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
				40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

### (3) 非課税・特例・減免など

#### 非課税対象

地方税法第348条（第2～9項）、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する資産を取得された方は、別途に「固定資産税非課税申告書」及び必要資料を提出してください。

#### 課税標準の特例

地方税法第349条の3、第349の3の4、同法附則第15条～15条の3の2、市税条例第61条第8項、第61条の2、条例附則第10条、第10条の2に規定する一定の要件を備えた償却資産は、定められた割合により課税標準額が変更されます。「11 課税標準の特例」を「有」とし、「種類別明細書」の「摘要」欄に特例名を記入し、新規取得分は証明となるものを添付してください。

### 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、次に掲げる書類をご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりません。

<耐用年数の短縮等の提出書類一覧>

事項	国税の所轄	提出書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書（写）
増加償却	税務署長	増加償却の届出書（写）及びそのことを証する書類（写）
陳腐化資産の一時償却	国税局長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書（写）及びそのことを証する書類（写）
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書（写）

### 固定資産税・都市計画税の減免

災害に遭うなど宗像市税条例第71条第1項各号に該当したときは、所有者からの申請により、固定資産税・都市計画税の全部又は一部が免除されます。

該当される方は、「固定資産税・都市計画税減免申請書」を減免内容に係る資料とともにご提出ください。

### （4）納付について

固定資産税の納付書は4月中旬に郵送します。年税額を年4期（第1期：4月、第2期：7月、第3期：12月、第4期：翌年2月）に期割したものとまとめてあります。

- 年4期に期割し、それぞれの期別に納期限を設けておりますが、一括納付もできます。
- 納付書裏面に記した金融機関及びコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ等をご利用ください。またeL-QRの印字がある場合は、全国のeL-QR対応金融機関でも納付できます。詳細は、納付書の裏面をご覧ください。
- 納付書による支払いの他に、口座振替（自動払込）もできます。WEB口座振替受付サービス（<http://www.city.munakata.lg.jp/w014/001/webkoufuri.html>）をご利用いただくか、納付書に同封している口座振替依頼書（自動払込利用申込書）に必要事項を記入し、預貯金の届出印を押印のうえ、預貯金口座のある金融機関にお申し込みください。

なお、固定資産税は、資産の所有者へ課税しますので、同一人物が宗像市内に（土地・家屋含む）複数の固定資産を所有していれば、名寄せ（合算）します。

## 4 申告書などの書き方について（1）償却資産申告書の書き方

- (1) 各項目の内容を記入してください。種類別明細書があれば、評価額は記入しなくても構いません。

(2) 印字している内容に変更や誤りがある場合は、線を引いて見え消しとし、正しい内容を記入してください。記入訂正も同様です。

(3) **償却資産を所有していない場合や、廃業・解散・移転などがあった場合も、「18 備考（添付書類等）」欄にその旨を記入して提出してください。**

受付印		令和 年 月 日	令和 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)										※ 所有者コード	
		宗像市長様										第二十六号		
<p>氏名(名称)及び、ふりがな・電話番号・ 代表者名を記入してください。押印は廃止になりました。住所は原則として、個人は住民登録地を、法人は登記された住所(本店所在地)を書いてください。他に市内の固定資産があれば、課税の際に名寄せします。</p> <p>市外居住者は、納税管理人の申告を要します(納税管理人は、異動がない限り、年度別に申告する必要はありません)。</p> <p>市税徴収に係る書類の送達先としては、納税義務者または納税管理人について居所・事務所又は事業所を設定することも可能です。</p>		<p>(ふりがな) 1 住 所 所 所 又は納税道 知書送達先 りがな) 名 者 者 法人にあつて はその名称 及び代表者 の氏名 (屋号 ) 資産の種類 1 構築物 2 機械及び 装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具器具 及び備品 7 合計 前年前に取得したもの (イ) 千 百 十 前年中に減少したもの (ロ) 千 百 十 前年中に取得したもの (ハ) 千 百 十 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二) 千 百 十 評価額(ホ) 千 百 十 ※決定価格(ヘ) 千 百 十 ※課税標準額(ト) 千 百 十  </p>		<p>3 個人番号又 は法人番号 4 事業種目 (資本金等の額) 5 事業開始年月 年 月 6 この申告に 応答する者 の 係 及び 氏名 7 税理士等 の氏名 (電話 ) 15 市(区)町村 内における 事業所等資 産の所在地 16 借用資産 (有・無) 17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 18 備考(添付書類等) ※該当する項目に○をつけてください。 1. 資産増減あり 2. 増減なし 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・移転等 (平成 令和 年 月 日) </p>										
<p>取得価額: 「前年前に取得したもの(イ)」には、令和5年1月1日以前に取得したもの、「前年中に減少したもの(ロ)」には、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに売却・滅失・他市町村への移動などによって減少したもの、「前年中に取得したもの(ハ)」には、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに新品取得・中古品取得・他市町村からの移動などによって増加したものについて、それぞれ資産の種類別に、種類別明細書に記入した取得価額を合計した額を、資産の種類1から6まで記入してください。その小計が、7合計となります。</p> <p>「計(二)」には(イ)-(ロ)+(ハ)の価額を記入してください。</p>		<p>(ホ) 評価額は別紙『種類別明細書』からの集計となります。eLTAX申告以外は、記載しなくても結構です。※印の欄は課税者が使用します。</p>												

## (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

- (1) 令和6年度に初めて申告をする方や、eLTAXで電子申告される方は、令和6年1月1日現在所有している全資産を記入してください。  
(2) 令和5年度までに申告をしている方は、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加した資産を記入してください。  
(3) 『耐用年数』欄までは必ず記入してください。ロ) 残存率 ハ) 価額は省略してかまいません。※印の欄は課税者が使用します。  
(4) 申告漏れや、取得日が1月1日となる資産は、摘要欄に明記してください。1月1日が賦課期日なので、その年からの課税となります。

※ 所有者コード			令和 年度			所有者名					
			種類別明細書(増加資産・全資産用)								
行番号	資産の種類	資産の名稱等	数量	取扱年月	取扱価額	税別	税込	課税標準	課税標準額	耐用年数	摘要
01	構築物(建物附属設備)									1・2 3・4	
02	機械及び装置									1・2 3・4	
03	船舶									1・2 3・4	
04	航空機									1・2 3・4	
05	車両及び運搬具									1・2 3・4	
06	工具、器具及び備品									1・2 3・4	
07										1・2 3・4	
08										1・2 3・4	
09										1・2 3・4	
10										1・2 3・4	
11										1・2 3・4	
12										1・2 3・4	
13										1・2 3・4	
14										1・2 3・4	
15										1・2 3・4	
16										1・2 3・4	
17										1・2 3・4	
18										1・2 3・4	
19										1・2 3・4	
20										1・2 3・4	
小計											
注意「増加事由」の欄は、①新品取得、②中古品取得、③移動による受け入れ、④その他のいずれかに○印を付けてください。											

### (3) 種類別明細書（減少資産用）の書き方

- (1) 前年中に減少した資産があれば、同封の『全資産明細書』から一品ずつ書き写してください。前年から減少した資産がない方、令和6年度に初めて申告をする方は、提出不要です。
- (2) 今回は、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産が対象となります。以前に減少して未申告だったものについては、『申告年度』ごとに連記してください。
- (3) 減少した資産について『資産の種類』から『耐用年数』まで書き写し、『減少の事由及び区分』で当てはまるものに○を付けてください。

※ 所有者コード		令和 年度 種類別明細書(減少資産用)										所有者名		枚のうち 枚 目
行番号	資産の種類	資産の名称等			数量	取 得 年 月	取 得 価 額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要	
		年号	年	月		十億	百万	千	円			1売却 2減失 3移動 4その他	1全部 2一部	
01												1・2・3・4	1・2	
02												1・2・3・4	1・2	
03												1・2・3・4	1・2	
04												1・2・3・4	1・2	
05												1・2・3・4	1・2	
06												1・2・3・4	1・2	
07												1・2・3・4	1・2	
08												1・2・3・4	1・2	
09												1・2・3・4	1・2	
10												1・2・3・4	1・2	
11												1・2・3・4	1・2	
12												1・2・3・4	1・2	
13												1・2・3・4	1・2	
14												1・2・3・4	1・2	
15												1・2・3・4	1・2	
16												1・2・3・4	1・2	
17												1・2・3・4	1・2	
18												1・2・3・4	1・2	
19												1・2・3・4	1・2	
20												1・2・3・4	1・2	
<b>小 計</b>														

『資産の種類』から『耐用年数』まで、書式も含め、同封の『種類別明細書』の通り写してください。  
『耐用年数』までの記入要領は、前ページ（増加資産用）と同じです。

過年度の減少を申告していない場合は、年度別に書いてください。

減少の事由を上の枠から選び、その数字を○で囲んでください。

全部の減少は1を、一部の減少は2を、○で囲んでください。

摘要欄には、次のような詳細を記してください。

1. 売却先または移動先
2. 事由「4 その他」のときの具体的な理由
3. 一部減少の場合、減少した数量及び取得価額
4. 減少申告もれがあったときは、減少の日付